平成２９年（フ）第１８６７号
福岡県朝倉郡筑前町長者町218番地
債務者　古賀　英里
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８０号
福岡市早良区南庄３丁目１番21―203号
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９０号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目80番地
ヴェルディ松木102号
債務者　後藤　幸恵
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９３号
福岡市早良区城西３丁目12番21号
債務者　福田　真紀
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１７号
福岡市南区井尻３丁目３番４―205号
債務者　藤井いつ子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７号
長崎県大村市黒丸町221番地１　グループホーム希望
債務者　牧野　勝則
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７６２号
仙台市宮城野区岡田字明神東４番地の１　ブリリアント壱番館101
債務者　伊藤かすみ（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７１号
仙台市泉区将監１丁目15番６号　Ｋハイツ201
債務者　井野川徳子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２２号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目６番地の４
雇用促進住宅大和宿舎２―205
債務者　三島　良浩
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０２号
仙台市宮城野区出花１丁目６番地の１　コーポ赤沼202、従前の住所仙台市若林区二軒茶屋１番６―702号
債務者　門脇佳代子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
茨城県神栖市平泉８番地37
債務者　茂野　義夫
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２２２号
茨城県筑西市下川島806番地５　ペアハウスヒロセＦ202
債務者　松坂　祐志
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２３４号
茨城県結城市みどり町２丁目２番地６　ヴンベール結城Ｂ―103
債務者　平林　秀紀
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２４１号
静岡県富士市伝法1543番地の２
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０７９号
京都市中京区両替町通姉小路下る柿本町397プレサンス京都烏丸御池Ⅱ304、住民票上の住所大阪市西区立売堀６丁目７番31―602号
債務者　高野　洋一
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４８号
京都府京田辺市河原神谷66番地　23―501
債務者　十亀　朝光
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４２号
京都市左京区田中東樋ノ口町17番地８
債務者　平山　朝英
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係